令和3年２月

押印を求める手続きの見直しに伴う建設業許可等手続の取扱いについて

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令第98号の施行（令和3年１月１日施行）により、建設業法等に基づく様式の押印が廃止されました。

つきましては、建設業許可等の手続の取扱いを下記のとおりとします。

記

　１　対象事務

　　（１）建設業許可申請及び届出

　　（２）建設業法に基づく経営事項審査

　　（３）建設リサイクル法に基づく解体工事業登録・届出

（４）浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録・届出

（５）住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出

　２　取扱いの内容

　（１）全ての法定様式（申請及び届出）及び県独自様式について、

押印を廃止します。

（２）行政書士による代理申請の場合に作成される「委任状」について、委任者の押印

　がない委任状も受け付けます。

（３）法定様式のうち第三者証明（常勤役員等証明書（第七号様式）、実務経験証明書　　　　　（第九号様式）等）については、第三者の押印がなくても受付けます。

（４）許可申請時に定款等にいただいていた原本証明及び押印は廃止します。

３　取扱い開始時期

　　　令和3年１月１日以降に提出する申請及び届出等から適用

４　その他

行政書士が作成する書類については、行政書士法施行規則第９条第２項に基づき、

記名押印が必要です。また、行政書士が作成し提出する書類（建設業許可申請及び届出等）には、すべて委任状の添付が必要ですので改めて徹底願います。